

令和4年6月吉日

PTA 会員の皆様

西原小学校 P T A 会長

田中 健一（令和3年度）

柿沼 紀久代（令和4年度）

### 会員の皆様からのご意見・ご要望に対する PTA 本部からの回答

日頃より PTA の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

先日行われました令和4年度 PTA 定期総会では、議決権行使書ご提出ありがとうございました。集計時に寄せられたご意見・ご要望に関する PTA 本部からの回答は以下の通りになります。ご不明な点等ございましたら、学校または PTA 本部役員にご連絡ください。

◆ 第5号議案・令和4年度予算案について

◆ 第6号議案②・PTA 会費の増額について

◇ 繰越金の残高を見る限り、予算を見直せば PTA 会費の増額をせずとも大丈夫なのではないか。大きな出費に備えるとのことだが、見直しの余地はあるのでは。

◇ 令和3年度の決算報告を見る限り、PTA 会費の増額は不必要に思う。

◇ 特別会計の繰越金が70万ほどあるため、PTA 会費の増額に疑問を感じる。

〔回答〕

令和3年度の決算報告についてですが、次年度繰越金はコロナの影響により一時的に増えている状態です。今年度はどの程度コロナの影響がでるのか不明瞭ではありますが、全てのイベントができるものとして予算を組ませていただきました。

今年度より、体温・体調報告アプリの使用料が新たな支出予算として追加となりました。加えて、児童の学校生活をサポートするための備品購入なども検討中でありました。また、PTA 会費の集金をされる地区役員の負担を減らすためにできるだけ小銭を取り扱わないような額にすることも考慮した結果、今回の金額となりました。会員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

西原小学校は令和6年に開校50周年を迎えます。その周年行事予算、そして今後購入が考えられる印刷機などの大型の備品購入用として特別予算を蓄えております。こちらにもご理解いただけますようお願い申し上げます。

◆ 第7号議案・PTA会則の一部改正について

◇ 免除規定について表にするのはわかりやすくて良いのだが、内容は旧のままが良いと思う。

〔回答〕

今回は、主に次の二つの改正をしました。

①会長または副会長2年以上の経験者及び、それに準じる本部役員経験者に新しい免除「今後の地区役員を全免除」を追加

②本部1年または常置委員会委員長経験者への「地区連絡協議委員会正副ブロック長の免除」の廃止

①については、令和3年度の会長副会長選出に非常に苦戦したために追加された免除規定となります。以前の内容では、お子さんが一人のご家庭にとっては二つの役をやるメリットが全くなく、候補者となり得ませんでした。免除内容を見直すことで、会長や副会長を前向きに考えてくださる方が出ることを期待しております。

②についてですが、こちらが適用されるのは、令和4年度以降に役員を経験される方からとなります。令和3年度以前に本部1年、常置委員会委員長を経験された方につきましては、改正前の免除である「地区連絡協議委員会正副ブロック長の免除」が有効となります。お手数お掛け致しますが、該当者の方は、地区連絡協議委員会での役職決めの際にご自身で申告・交渉していただけますようお願い申し上げます。

こちらの免除は、あくまでも正副ブロック長のための免除であり、地区連絡協議委員会委員長の免除ではありません。また、地区によっては正副ブロック長以外の役職がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆ その他ご意見

◇ 原3区の児童数28人につき、地区役員1人は負担が大きすぎる。地区役員の人数を増やすことはできないのか。

〔回答〕

これまで、PTA 会則には家庭数減少の場合しか記載がありませんでした。この度 PTA 総会に準ずる議決機関である合同委員会議において、「地区連絡協議委員会の役員の増減について」が承認されましたので、本年度はこちらの暫定規則での運用をさせていただきます。その後、来年度の PTA 定期総会において会則改正案を議案として提出させていただきます。この規則案は、地区内の家庭数が増減した場合、各地区のブロック長と地区連絡協議委員会委員長が相談して、活動に支障が出ないように役員数を増減できるようにするものです。

役員を増やすということは、役員の負担を減らす一方、各ご家庭における役員担当回数が増えることでもあります。まずは該当地域の会員の皆様のご意見を伺い、その後ブロック長と地区連絡協議委員長との間で役員数の調整を行うようにしてください。

規則内容は以下の通りです。

第12条 (3)

地区の会員数が著しく減少、あるいは増加した場合、ブロック長が地区連絡協議委員会委員長と相談し、活動に支障が出ない範囲で各ブロックの役職人数を増員または減員することができる。